

【EU】農薬関係法の制定

海外立法情報調査室・植月 献二

* 欧州連合(EU) は農薬の人体や環境に対する影響を軽減するために、農薬認可に関する規則、並びに、農薬使用の低減及び管理に関する指令を 2009 年 11 月 24 日に公布した。

EU は、欧州議会及び閣僚理事会の共同決定手続きによる「農薬法案パッケージ」と呼ばれる法案を採択し、2006 年 7 月に欧州委員会から提案されて以来、3 年にわたる議論と調整に幕を閉じた。利害関係者間の主な論点は、農薬認可における成分評価基準を潜在的なリスクベースで行うか否かであり、環境団体等と業界側との論争となった。事前の調整を経て、2009 年 1 月 14 日における欧州議会第 2 読会に提出された妥協案に対して、農業生産に深刻な影響を与え、食料価格が上昇するとして、英国、アイルランド、スペイン及びハンガリーから反対の声があがったが、議案は圧倒的多数により採択された。そして、2009 年 9 月 24 日の閣僚理事会第 2 読会においては、議論を省略する取扱いの議案として修正案はそのまま採択された。

1. 有害な農薬の製造及び認可に関する規則

これは、既存の指令を段階的に廃止して新しい規則に置き換えるものであり、予防原則に基づき、有害な化学物質を含む農薬類の上市を禁止し、人、動物及び環境を保護し、一方で国境を越えた市場流通を図る農薬相互承認のルールを定めるものである（「植物を防護する製品の上市に関する、及び、閣僚理事会指令 79/117/EEC 及び 91/414/EEC を廃止する 2009 年 10 月 21 日の欧州議会及び閣僚理事会規則 ((EC) No 1107/2009)」) (注 1)。

規則は、EU 域内で上市される農薬を広く定義し、その使用と管理についての認可ルールを設け、その成分に関して EU レベルでの厳しい承認基準を設けてそれ以外を排除する。ただし、EU 各構成国（以下、「各国」）には、一定の条件で、例外的に代替不可能な成分の使用について、5 年以内の暫定的な使用が認められる。また、各国には、農薬の比較評価が義務付けられているが、より安全な成分に代替可能なものについては、3 年以内の猶予期間をもってこれを代替させなければならない。

各国、欧州委員会及び欧州食品安全機関の役割も明確にされ、認可手続きも簡素化された。各国は、基準に従って農薬の認可を行うが、各手順には期限が設定されており、決定の迅速化が図られている。農薬認可の有効期限は 15 年以内であり、各国は農薬成分の検査、監督を行い、定期的に準拠状況についての報告書を欧州委員会に提出し、欧州委員会の専門家は、各国における統制に関する一般的及び特別な監査を行う。

規則は、EU を北部、中部、南部の 3 つの地域に分け、それぞれの地域の中で各国が農薬類の商品流通に関する相互承認を行うシステムを規定している。これは、同一基

準を持つことにより、EU 域内において農薬の迅速な入手機会の増大を図るものである。相互承認の決定は 120 日以内に行うものとされ、一定の条件のもとであれば承認を拒否することも可能である。

その他、規則にはデータ保護、分類、包装及びラベル、広告、記録の保存、並行貿易、処理済みの種子等に関する規定が含まれている。また、動物テストは可能な限り避けることとされ、脊椎動物へのテストについては最後の手段として、かつ、研究の重複を避けることが要請されている。規則の適用は 2011 年 6 月 14 日からである。

2. 農薬使用の削減や管理に関する指令

これは上記規則と共に採択され、人の健康及び環境への危険、並びに、農薬への依存を低減させることを目的とした EU における行動の枠組みを策定する指令である（「農薬の持続可能な使用を実現するための欧州共同体の行動の枠組みを策定する 2009 年 10 月 21 日の欧州議会及び閣僚理事会指令（2009/128/EC）」）（注 2）。

これにより、各国は、人や環境に対する農薬の危険及び影響を低減するための数値目標、対象、方法及びスケジュールを規定し、農薬への依存を低減させるための技術や方法を開発・導入することを奨励する国の行動計画を策定し、2012 年 12 月 14 日までに欧州委員会及び各国に通知することが義務付けられた。この計画は 5 年以内の頻度で見直すものとされている。

農薬への依存を低減させるために、各国は、統合的害虫管理を含む必要なあらゆる手段を講じ、利用可能な環境にやさしい、化学的でない代替手段に優先的に移行させていくために必要なあらゆる手段を講ずることが義務付けられ、2013 年 6 月末までに実施状況を欧州委員会に報告しなければならない。

その他、各国には、農薬の潜在的危険性、これを低減させる手段に関する意識喚起を行うために、その販売業者、指導者及び商業利用者への訓練体系を構築すること、また、水環境及び飲料水、鳥獣保護区、並びに、一般公衆やとりわけ弱者が利用する公園、学校、遊び場などを農薬の影響から保護することなどが義務付けられている。

農薬の空中散布は、当局から許可された場合を除いては原則的に禁止され、農薬散布装置の検査を定期的に行うことも義務付けられた。

各国はこれらを 2011 年 12 月 14 日までに、国内法に置き換えなければならない。

関連して、EU は、認可された農薬の上市及び利用に関する統計を体系的に作成するための共通の枠組みを定めた農薬の統計に関する欧州議会及び閣僚理事会規則（(EC) No 1185/2009）を 2009 年 12 月 10 日に公布し、農薬散布機械について遵守すべき事項を定めた既存の指令を改定する欧州議会及び閣僚理事会指令(2009/127/EC)を 2009 年 11 月 25 日に公布している。

注(インターネット情報は 2009 年 12 月 15 日現在である。)

(1) *Official Journal of the European Union*, L309, Volume 52, 24 November 2009, pp.1-50.

(2) *ibid.*, pp.71-86.